

⑦ 漁業権漁業の在り方の見直しについて

ア 漁業権漁業における優先順位に関する実態調査の実施【平成21年中措置】

(質問)

実施された実態調査（平成20年度調査開始）、更に、その実態について公表（平成21年度第一四半期中措置】とされているが、公表する結果の概要についてご教示願いたい。

(回答)

- 1 水産庁として、規制改革推進のための3か年計画に基づき、昨年9月から本年4月にかけて行われた都道府県知事による免許の切替にあわせて、優先順位がどのように機能したのかに関する実態調査を実施し、その結果を公表したところである（別紙参照）。
- 2 その概要について、定置漁業権については総数1,468件のうち、漁協以外の法人に免許されたものは494件（34%）、競願は5件（0.3%）であった。また、免許されたものであって、漁業法に基づく優先順位のうち何位が多いのかを調べたところ3位が1,148件で最も多かった（78%）。意見としては、共同漁業権と重畳的に設定されることが多く、定置漁業権と共同漁業権を有効に行使し、水産資源を効率的に利用する観点から、現行の優先順位は有効に機能しているなどがあった。
- 3 特定区画漁業権については、総数7,319件のうち、漁協以外の法人に免許されたものは57件（1%）、競願は0件、組合管理の場合であって行使者に法人を含むものは755件（10%）であった。また、免許されたものであって、漁業法に基づく優先順位のうち何位が多いのかを調べたところ1位が7,167件で最も多かった（98%）。意見としては、沿岸漁場の利用が地元漁民の意思により決められることにより、地先水面の総合的利用調整を容易にし、トラブルもなく適切な漁場の利用、管理等が円滑に行えるため、水面の高度利用と漁場生産性の維持が可能となっているなどがあった。

(質問)

定置漁業権及び特定区画漁業権の設定状況について、漁協に与えたのか、個人に与えたのか、法人に与えたのかなどを漁業権別、優先順位別、都道府県の海域別（例えば、山口県の日本海・ひびき灘・瀬戸内海別、北海道のオホーツク・太平洋東・太平洋西・日本海別など）にご教示願いたい。

(回答)

- 1 定置漁業権及び特定区画漁業権別、優先順位別並びに都道府県別の免許状況の詳細については、公表結果を参照いただきたい。
- 2 また、定置漁業権については、総数1,468件であって、優先順位1位が158件、2位が159件、3位が1,148件、4位が3件であった。特定区画漁業権については、総数7,319件であって、1位が7,167件、2位が64件、3位が0件、4位が88件であった。  
さらに、都道府県別の件数で見ると、定置漁業権の免許件数が多かった順に北海道（714件。ただし、北海道については本年9月1日まで免許の切替が行われるため、4月末の数値）、岩手県（87件）、石川県（82件）であった。特定区画漁業権では長崎県（987件）、三重県（671件）、宮城県（655件）の順であった。
- 3 なお、定置漁業権及び特定区画漁業権の設定状況について、漁協に与えたのか、個人に与えたのか、法人に与えたのかなどを漁業権別、優先順位別には集計していない。また、都道府県の海域別には調査していない。

(質問)

なお、定置漁業権のうち事実上は漁協と実態を同じくする会社の場合は、一般の会社と明確に分離して、漁業法上での優先順位区分に従って、優先順位1番である漁協に与えられたもの、漁協に準ずる漁業会社組織与えられたものを明示していただきたい。

(回答)

- 1 「漁協と実態を同じくする会社」及び「漁協に準ずる漁業会社組織」の定義や質問の御趣旨が不明確であることから、お答えすることができない。
- 2 なお、今回の定置漁業権の切替において、漁業協同組合以外の法人に免許された件数は494件であった（総数1,468件）。



⑧ 漁業情報のオープン化について

ア 養殖業に関する情報の確実なオープン化に向けた取組強化【平成20年度措置】

(質問)

海岸や海面は、国民共有の財産ないしは公共性を有する資産と考えられ、それらを利用する養殖業は、広く国民にアクセスをオープンにすべきと考える。

養殖業（区画、特定区画）について、都道府県ごとに漁協など漁業権の受給者別の漁業権の受給状況、漁業権の行使区画（漁場）の位置、漁業権を与えられた者の分布状況、その行使権の使用の有無の状況などについてご教示願いたい。

なお、空き漁場がある場合には、その解消のためにどのような努力をしているのかも、併せてご教示願いたい。

(回答)

- 1 漁業法上、漁業の免許に係る事務については都道府県知事の自治事務とされており、都道府県知事が漁場計画を策定し当該計画にしたがって免許を行うことにより、水面の総合利用及び漁業生産力の維持発展が図られる制度となっている。当該漁業権に関する事項は各都道府県により免許漁業原簿に登録することとされており、これにより漁業権の設定状況を確認することができる。
- 2 また、漁業権の位置情報については、水産庁HPにおいても確認することができる ([http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/gyogyouken\\_jouhou.html](http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/gyogyouken_jouhou.html))。
- 3 さらに、養殖業については、3か年計画に基づき、新規参入や効率的な生産体制への移行を促進するため、平成20年度中に、養殖漁場としての適性を判断するための基礎的情報等をデータベース化したところである。

⑧ 漁業情報のオープン化について

イ 定置漁業に関する情報のオープン化に向けた取組強化【平成20年度措置】

(質問)

兵庫県や福井県は公表されたが、20年度措置であるにも関わらず、他県ではどうなっているのか。漁場の位置や行使状況などをホームページで公表するなどの各県の情報のオープン化の進捗状況をご教示願いたい。

また、水産庁における国民への周知の取り組み状況もご教示願いたい。

(回答)

1 漁業法上、漁業の免許に係る事務については、都道府県知事の自治事務であって、当該漁業権に関する事項は各都道府県により免許漁業原簿に登録することとされており、これにより漁業権の設定状況を確認することができる。

2 本件については、水産庁HPにより周知を行ったところである。

([http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/gyogyouken\\_jouhou.html](http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/gyogyouken_jouhou.html))

⑧ 漁業情報のオープン化について

ウ 許可漁業に関する情報のオープン化に向けた取組強化【平成 20 年度措置】

(質問)

許可漁業種類毎の、漁船名、根拠地、トン数等について公表し、さらに、漁業種類毎に公示隻数と許認可隻数との差である空き状況についての情報も公表すべきであるが、大臣許可及び知事許可ともにそのオープン化の進捗状況についてご教示願いたい。

(回答)

- 1 平成 20 年 3 月 25 日に閣議決定された「規制改革のための 3 か年計画（改定）」に基づき、平成 20 年 12 月 25 日に「指定漁業の許可に関する情報の公開」として個人情報に配慮しながら、沖合底びき網漁業の他 10 漁業種類の許可番号、漁船名、総トン数、操業区域（かつお・まぐろ漁業では漁法も）について農林水産省のホームページに掲載し、インターネット環境下で広く国民に公開したところである。  
(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/bunyabetsu/index.html#a-12>)  
なお、公開に当たっては、個人情報保護の観点から、根拠地は公開していない。
- 2 また、都道府県知事に対しては平成 20 年 12 月 24 日付け 20 水漁第 2041 号をもって指定漁業の許可に関する情報の公開について通知するとともに、知事許可漁業の許可に関する情報についてオープン化を依頼したところである。
- 3 なお、漁業法の規定において、新たに許可又は起業の認可をする場合（起業の認可を受けた者に対し許可をする場合及び許可を受けた者の船舶について、滅失等のため別の船舶について許可をする場合を除く。）はその都度、許可又は起業の認可をすべき隻数等を公示することとなっており、隻数の公示とそれに基づく許認可という行為が一連の手続となっている。そのため、御質問にある漁業種類毎の公示隻数と許認可隻数との差については、「許可の空き状況」という概念ではない。

⑨ 経営対策・担い手対策の見直しについて

ア 経営対策・担い手対策全般の見直し【平成 21 年度措置】

(ア) 政策目的の達成等の把握に向けた検証の徹底

(質問)

省燃油操業実証や漁船漁業構造改革（もうかる漁業）、資源回復計画などは経営安定対策の一環と考えられるが、これらの事業に、実施している毎年において、どれだけの金額が、どのように使われているのか（どこを經由して、どのような要件を満たした漁業者に、どれくらい漁業者の手元に入ったのか）、さらに事業結果として、どのような経営の改善の定量的な効果が見られたのか、具体的に教えていただきたい。

(回答)

- 1 省燃油操業実証事業は、昨年初めから夏にかけて燃油価格が高騰したことを踏まえ、緊急の措置として実施された事業であり、操業に必要な燃油代金について、漁協等が事業実施主体より交付を受けて、操業前に漁業者に燃油を提供し、操業した後に「実質的な助成額（水揚金額の増加で賄えない燃油高騰分の 9 割）」以外の部分を販売代金等から返還するというものである。
- 2 6 月末時点で約 2 万 4 千隻が本事業を継続中であり、助成額の確定は、事業終了後に行うこととなっているため、現時点では、実質的な助成額及び経営の改善の定量的な効果について評価することはできない。なお、本事業は、漁業者グループが燃油使用量を 10% 以上削減する実証事業に取り組む場合に支援するものであり、コスト削減に一定の効果があると見込まれる。
- 3 また、漁業構造改革総合対策事業のうちもうかる漁業創設支援事業に取り組むためには、漁協等が中心となって改革計画を策定し、有識者等からなる協議会により認定される必要がある。当該計画に基づき、漁協等が公募により実証事業に用いる漁船を選定し、収益性向上の実現に向けた取組を行う場合、実証事業に必要な経費について、3 年を上限として事業主体となる民間団体から交付を受け、生産金額から助成金を返還（水揚金額で賄えなかった場合の経費の一定部分は、返還を免除）しなければならない。
- 4 これまでに 8 件の実証事業が開始されているが、いずれの事業も終了していないため、現時点において、実質的な助成額及び経営の改善の定量的な効果について評価することはできないが、途中段階として、省人化、省エネ化等のコスト削減効果等が見られる。
- 5 さらに、資源回復計画に基づく漁獲努力量の削減に対する支援事業については、平成 14 年度から実施されており、平成 20 年度までに国費で 47 億円が使われている。  
支援事業の助成金は、事業実施主体から事業実施機関（全漁連等）を經由し漁業者に交付される。  
支援事業の対象者は、資源回復計画の具体的な取組として漁獲努力量削減実施計画を作成し、これに基づき減船・休漁等を行う漁業者である。

- 6 事業実施による結果として、例えば、マサバ太平洋系群の産卵親魚量の増加（平成15年5.1万トンから平成19年19.3万トンに増加）、日本海西部のあかがれいの漁獲量の増加（平成14年2,935トンから平成19年4,901トンに増加）が見られている。しかし、このような資源状況の改善や漁獲量の増加による経営改善への定量的な効果については、評価が困難であるため、把握していない。



⑨ 経営対策・担い手対策の見直しについて

ア 経営対策・担い手対策全般の見直し【平成 21 年度措置】

(イ) 漁業経営の計画的な改善と担い手への施策の集中

(質問)

抜本的な経営改善対策としては、資源回復、過剰投資削減、販売の向上等が考えられるが、そのためには厳正な T A C 制度管理の下での I T Q 方式の導入以外には、外国の成功例をみると考えられない。経営がさらに悪化している日本の現状に鑑み、ご意見をお伺いたい。

(回答)

1 我が国の漁業経営を巡る環境が悪化している現状を踏まえ、

- ① 資源回復のための休漁・減船等への支援
- ② 省エネ・省コスト等による収益性の改善に向けた実証への支援
- ③ 実需者との直接取引など産地販売力の強化に向けた取組への支援
- ④ 漁業共済の経営安定機能に上乗せした形で、収入の変動による漁業経営への影響の緩和

など、漁業者の経営改善に資する支援策を措置し、水産業の体質強化を図ることが重要と考えている。

2 なお、I T Q 方式については、割当てが権利化することにより T A C の変更が困難となるなど、資源状況の改善にはむしろ好ましくない影響を及ぼすおそれがあるという問題がある。

また、実際、I T Q 方式を広く導入しているニュージーランドや豪州においては、

- ① 両国政府が出しているレポートによれば、多くの魚種で過剰漁獲や資源状況の悪化が見られていること、
- ② 管理コストが掛かる一方で、虚偽報告や漁獲物の投棄が発生するなど管理の実効性等を確保することが難しいこと

といった問題があると承知している。

⑨ 経営対策・担い手対策の見直しについて

イ 漁業経営の再生に向けた取組強化【平成 21 度措置】

(質問)

漁業経営の再生のためには、海域毎の適切な資源の回復と過剰な漁獲能力の削減、漁業者のセーフティネットの整備などが基本であると考えます。そのためには、日本全体の国家ビジョンとともに、地域や漁業種類ごとの再生計画を策定すべきと考えますが、その取組の状況をご教示願いたい。

(回答)

我が国の漁業経営を巡る環境が悪化している現状を踏まえ、計画的に

- ① 資源回復のための休漁・減船等への支援
- ② 省エネ・省コスト等による収益性の改善に向けた実証への支援
- ③ 実需者との直接取引など産地販売力の強化に向けた取組への支援
- ④ 漁業共済の経営安定機能に上乗せした形で、収入の変動による漁業経営への影響の緩和

など、漁業者の経営改善に資する支援策を措置し、水産業の体質強化を図ることが重要と考えている。

(質問)

マグロ延縄漁業の第 2 次国際減船がなされているが、まき網漁業を考慮しないと、マグロ資源の回復にほとんど寄与しないと考えられるが、貴庁では今回の減船措置がどれほど寄与すると考えるのか、具体的な数値をご教示願いたい。

(回答)

- 1 マグロ資源の維持・回復を図る観点から、昨年、I C C A T ではクロマグロ漁獲可能量を 3 割削減する保存管理措置が、W C P F C ではメバチ漁獲量を 3 割削減する保存管理措置がそれぞれ合意されたが、いずれもはえ縄漁業のみならずまき網漁業に対する措置も含むものである。
- 2 これらの保存管理措置を各国が確実に履行することによりマグロ資源の回復を図ることとなるが、その具体的な実施方法は各国（地域）に委ねられているため、我が国としては、以下のとおり対応することにより、国際的な資源管理措置への対応が図られるものと考えている。
  - ① カツオを主漁獲対象とするまき網漁業では、上記保存管理措置に基づくメバチ漁獲量管理を実施。
  - ② マグロを主漁獲対象とするはえ縄漁業については、上記保存管理措置において漁獲量削減を行うことが求められていることから、国内の関係業界の要望を踏まえた上で、国際漁業再編対策を適用することとし、遠洋船 6 4 隻、近海船 2 3 隻の減船を実施。

(質問)

内外の水産資源の状況に見合った漁業規模とするには、漁獲能力の大きいまき網や底びき網の減船は今後、どのくらいの規模、どのようなスケジュールで行われるべきと考えるか、ご教示願いたい。

(回答)

1 漁獲能力の調整については、指定漁業のみ、ましてやまき網漁業及び底びき網漁業のみについて行うものではなく、資源を利用する全ての漁業者が関係するものであることから、必要に応じ資源回復計画を定める等により対応しているところである。

2 なお、大中型まき網漁業や沖合底びき網漁業等の指定漁業については、許認可の一斉更新時に、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整その他公益に支障を及ぼさない範囲内において、総トン数別又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の許認可隻数を定め、これにしたがって許認可している。また、許認可隻数の決定にあたっては、水産政策審議会の委員の意見及びパブリックコメントによる国民一般の意見を聴いているところである。

また、漁業法上、指定漁業の許可の有効期間は5年とされているため、一斉更新も5年ごとに行われている。これは、指定漁業は多額の資本を必要とし、経営上の観点からは許可期間を長期とすることが望ましいものではあるが、反面、対象資源の変動や漁業調整上の状況変化が急激に起こる可能性があるため、これを勘案して5年としたものである。

⑨ 経営対策・担い手対策の見直しについて

ウ 漁業経営の多様化に向けた支援の充実【平成 21 年度措置】

(質問)

新たな養殖技術の確立や有効なリスク対策を図るため、どのような支援事業をどのように充実化するのか、また、どのような計画・手法で行われるのかご教示願いたい。

(回答)

- 1 養殖技術の開発としては、飼料の安定確保と低価格化のため、魚粉を安価な植物性タンパクに代替するための低魚粉飼料の開発などを進めているほか、公募により選定された研究テーマとして、産学官の連携によりマグロ類の人工種苗による新規養殖技術の開発や、砂泥域に生息するハマグリ、アカガイ、シジミ、サルボウなどの種苗を安価で生産・放流する技術の開発を実施することにより、新たな技術の確立に対し支援をしているところである。
  
- 2 養殖のリスク対策としては、不慮の事故によって受ける損失を補てんし、中小漁業者の経営安定に資する漁業災害補償制度として、養殖水産動植物の死亡・流失等による損害を補償する養殖共済を実施している。  
第 171 回国会において、これまで養殖共済の対象とならなかった生産額の少ない魚種（まさば等）についても、養殖共済の対象化とすること等を内容とした漁業災害補償法の一部改正を行ったところであり、10 月 1 日からの施行を予定している。

⑩ 漁業金融の円滑化について

ア 制度金融への一般融資機関の参入促進【平成 21 年度措置】

(質問)

漁業近代化資金について、借り手側である漁業者等関係者のニーズおよび一般金融機関の参入意向について、どの様に把握することとしているか、ご教示願いたい。

また、上記ニーズ等にかかる調査結果により把握した情報について、その内容を具体的にどう還元(時期・媒体・対象)するのかについても、ご教示願いたい。

(回答)

- 1 漁業近代化資金への民間金融機関の参入に関するアンケートについては、現在、その内容、範囲及び配布・回収の方法を検討しているところであり、具体的にお答えする段階にはない。
- 2 アンケート結果の還元についても、調査の集計を待って検討することとしている。

⑪ 漁業権の保護に係る解釈の明確化について

ア 漁業権の保護に係る解釈の周知徹底【平成 21 年中措置】

(質問)

漁業権とは資源の所有の権利ではなく、あくまで漁獲の行使の権利であることが、漁業者や漁協、一般国民に周知徹底される必要があるが、どのような計画・手法で周知徹底が行われるのかご教示願いたい。

(回答)

漁業権については、これまでも水産庁において漁業者等へ適宜説明をしてきているところであるが、今後、引き続き漁業者等へ説明していくとともに、水産庁HPに必要な情報を掲示し、広く一般国民に対しても周知を図ることとしている。

⑫ 漁船検査の見直しについて

ア 漁船の安全検査の見直し【平成 21 年年度措置】

(質問)

また、漁業関係者からの要望として、外国漁船の建造受注や漁船許可の総トン数制度の見直しがなどが聞かれるが、ご意見を伺いたい。

(回答：外国漁船の建造受注について)

- 1 外国漁船を建造するにあたり、漁船法においては、日本船舶が対象になっており、建造許可等の法的な規制はない。
- 2 なお、建造した漁船の輸出にあたっては、外国為替及び外国貿易法に基づき経済産業大臣の承認が必要となっている。  
経済産業大臣の承認に際しては、水産庁において国際協定等に基づく漁業秩序維持、漁業資源の保護等の観点から輸出の是非について、事前審査を行っている。

(回答：総トン数制度の見直しについて)

- 1 指定漁業の許可又は起業の認可に当たり、船舶の総トン数別の隻数を定めているのは、水産動植物の繁殖保護等の観点と漁獲努力の総枠を規制するという指定漁業の許可制の趣旨から、漁獲努力の大きさを反映するものとして船舶の総トン数をとらえ、全体の総トン数と総トン数別の隻数との関連で許可制を運用するという考え方によるものである。
- 2 総トン数以外の漁獲努力の規制としては、魚倉の規模、漁船の馬力、搭載漁具の規模等の漁獲能力による基準が考えられるが、それぞれの漁獲能力を個別に規制することになると複雑な規制となり、漁業者等に遵守させることが難しくなり、総トン数による規制よりも運用が困難となることが考えられる。
- 3 以上のことから、総トン数制度について、見直す考えはない。